

青森県報

第二千二百三十号

平成十五年
九月二十四日
(水曜日)

道路の位置の指定……………

(むつ県土) ……
(整備事務所) ……
三

正 誤

平成十四年十一月二十五日定例及び平成十五年三月二十六
日号外第二十二号告示中……………

(河川砂防課) ……
三

告

示

青森県告示第六百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十月二十三日まで青森県県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 一
道路の供用の開始…………… (同) …… 二

公 告

青森県林業改良指導員資格試験の合格者…………… (林政課) …… 二
建設業者の許可の取消し…………… (十和田県土整備事務所) …… 二
出先機関…………… (農林水産所) …… 三

土地改良事業の工事の完了…………… (農林水産所) …… 三

図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森東イン ター線	青森市大字三本木字川崎一七九の一から 青森市大字三本木字川崎一一一の一まで 青森市大字三本木字川崎一六三から 青森市大字諏訪沢字松代一四八の一まで 青森市大字諏訪沢字松代一四八の一から	前 前 後	一一・八〇メートルから 三三・七〇メートルまで 一一・八〇メートルから 四四・四〇メートルまで 一一・八〇メートルから	二七〇・八〇メートル 一一三三・三〇メートル 三六七・七〇メートル	

七 取消しの原因となった事実

平成十五年九月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事業が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年九月二十四日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

土地改良事業の名称	十四年災農業用施設災害復旧事業	事業を行う者	三戸町	工事業完了年月日	平成十五年七月
	五八一六〇				
	五八一六一				

むつ県土整備事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月二十四日

むつ県土整備事務所長 竹 内 由 昭

位 置	むつ市文京町三四八の五	延 長	四八・二〇メートル	幅 員	六・〇二メートル	指定年月日	平成十五年九月
-----	-------------	-----	-----------	-----	----------	-------	---------

正

誤

河 川 砂 防 課

発行年月日	平成十四年九月二十五日 第二一〇四号	区分	告示	番号	第六〇六号 第六〇七号 第一九六号	ページ	五 六 一	段	下 上 下	行	表中	誤	正
											新郷村	三戸郡新郷村	
											名川町	三戸郡名川町	
											平内町	東津軽郡平内町	

平成15年 号外第二号		
告 示		
第二〇〇号	第一九九号	第一九八号
三		二
下	上	
表 中		
上北町	大畑町	脇野沢村
上北郡上北町	下北郡大畑町	下北郡脇野沢村

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭